嵐山町　御中

令和元年度

嵐山町

財務書類作成報告書





**―目　　次―**

**１．地方公会計の概要…………………………………………………１**

**（１）地方公会計制度導入の目的………………………………………………１**

**（２）官庁会計と地方公会計制度の違い………………………………………１**

**（３）民間の企業会計と公会計の違い……………………………………………１**

**（４）財務書類の内容………………………………………………………………２**

**２．令和元年度　嵐山町財務書類　実数分析………………………４**

**（１）貸借対照表……………………………………………………………………４**

**（２）行政コスト計算書……………………………………………………………１３**

**（３）純資産変動計算書…………………………………………………………１９**

**（４）資金収支計算書……………………………………………………………２１**

**３．令和元年度　嵐山町財務分析（一般会計等）…………………２３**

**（１）純資産比率…………………………………………………………………２４**

**（２）住民一人当たりの資産額…………………………………………………２５**

**（３）住民一人当たり負債額……………………………………………………２５**

**（４）資産老朽化比率……………………………………………………………２６**

**（５）住民一人当たり行政コスト…………………………………………………２７**

**（６）受益者負担割合………………………………………………………２７**

**１．地方公会計の概要**

（１）地方公会計制度導入の目的

地方公共団体の会計制度は、地方自治法等により、その調整方法や処理方法が規定されています。これらは、民間企業で採用されている「発生主義会計」に対して、「現金主義会計」と呼ばれ、現金の収入と支出の記録に重点を置いたものとなっています。

しかし、現金主義会計だけでは、地方公共団体の資産や債務の実態をつかみにくいことから、発生主義的な考え方を取り入れた決算資料の作成が求められていました。

■地方公会計の目的

|  |
| --- |
| ○「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報が把握できる。  ○現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況などをわかりやすく開示できる。  ○資産・債務の適正管理や有効活用といった、中・長期的な視点に立った自治体経営の強化が可能になる。 |

（２）官庁会計と地方公会計制度の違い

地方公共団体の会計は、単式簿記・現金主義によるもので、「現金」という1つの科目の収支のみを記録するものですが、一方、地方公会計制度による財務書類では、現金の収支に関わらず、1つの取引について、それを原因と結果の両方からとらえ、二面的に記録することにより、資産の動きや行政サービスの提供に必要なコストを把握することができるようになります。

（３）民間の企業会計と公会計の違い

地方公会計制度は、民間企業の会計手法を取り入れたものですが、地方公共団体と民間企業とは会計制度の目的が異なります。民間企業の目的は利益獲得であるため、例えば損益計算書は、対応する収益とコストを差し引いて適切に期間損益を計算し、企業経営に資することを目的としています。

これに対し、地方公共団体は利益の獲得を目的としませんので、経常行政コストと経常収支の差引きで表される純経常行政コストは、利益の概念ではなく、地方税や地方交付税などの一般財源や資産の売却などで賄うべきコストを示すことになります。

（４）財務書類の内容

①財務書類の作成範囲

財務書類の作成の範囲は以下の通りとなります。

|  |  |
| --- | --- |
| **財務書類名称** | **対象会計範囲** |
| 一般会計等財務書類 | 一般会計 |
| 財政健全化法において対象としている範囲 |
| 全体財務書類 | 一般会計等財務書類 |
| 特別会計（一般会計等に含まない会計） |
| 連結財務書類 | 全体財務書類 |
| 一部事務組合 |
| 広域連合 |
| 地方公社 |
| 第三セクター |

すべての自治体において、一般会計等財務書類、全体財務書類、連結財務書類の3種類が公表されることになります。

■嵐山町における財務書類の範囲



②財務書類の種類

【財務書類の体系（４表）】と付属明細表で構成されます。

■財務書類４表構成の相互関係

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 貸借対照表 | |  | 行政コスト  計算書 |  | 純資産変動  計算書 |  | 資金収支  計算書 |
| 資産 | 負債 |  | 経常費用 |  | 前年度末残高 |  | 業務活動収支 |
| うち  現金  預金 |  | 経常収益 | 純行政コスト | 投資活動収支 |
| 臨時損失 | 財源 | 財務活動収支 |
|  | 臨時利益 | 固定資産等  の変動 | 前年度末残高 |
| 純資産 | 純行政コスト | 本年度末残高 | 本年度末残高 |

＋本年度末歳計外現金残高

|  |
| --- |
| ○貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。  ○貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の期末残高と対応します。  ○行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。 |

**２．令和元年度　嵐山町財務書類　実数分析**

（１）貸借対照表

貸借対照表とは、基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高および内訳）を表示したものです。

■貸借対照表（Ｂ／Ｓ）の概略図

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資産の部（これまで形成した資産） | | 負債の部（将来世代が負担する金額） | |
| 固定資産 | (1) 事業用資産  庁舎、学校、保育所、体育館、公営住宅、公民館など | 固定負債 | (1) 地方債  国や金融機関からの借入金 |
| (2) インフラ資産  道路、公園、橋梁、上下水道など | (2) 退職手当引当金  将来見込まれる退職金額 |
| (3)物品  車両など | (3) その他の固定負債  長期未払金、損失補償等引当金など |
| (4)投資その他の資産  基金、有価証券、出資金など | 流動負債 | (1) 賞与等引当金  翌年度夏期賞与の当年度負担額 |
| 流動資産 | (1) 現金預金  現金、預金 | (2) その他の流動負債  翌年度償還予定の地方債、預り金など |
| (2) 基金、未収金など  財政調整基金、未収金など | 純資産の部（現在までの世代が負担した金額） | |
| 純資産 | |

資産は嵐山町がこれまでに住民サービス提供のために形成し、今後も住民サービス提供のために利用される財産です。

財産形成に係る財源が地方債等であれば負債に、市町村税や国・県の補助金等であれば純資産に計上されます。

具体的には以下の通りです。

|  |
| --- |
| （１）資産  学校、道路など将来の世代に引継ぐ社会資本や、基金など将来現金化が可能な財産  （２）負債  地方債や退職給付引当金など将来の世代の負担となるもの  （３）純資産  過去の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財源 |

①令和元年度貸借対照表（一般会計等、全体、連結） （単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

これまでに一般会計等においては約353億32百万円の資産を形成してきました。そのうち、純資産である約273億60百万円（77.4%）については、過去の世代や国・県の負担で既に支払いが済んでおり、負債である約79億73百万円（22.6%）については、将来の世代が負担していくことになります。

また、全体では資産は約481億11百万円、純資産は約365億58百万円（76.0%）、負債は約115億53百万円（24.0%）となっています。連結では資産は約491億76百万円、純資産は約373億13百万円（75.9%）、負債は約118億63百万円（24.1%）となっています。

②貸借対照表前年対比



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

前年度と比較すると、一般会計等において資産は約5億63百万円（1.6%）の減少、純資産は約5億96百万円（2.1%）の減少、負債は約33百万円（0.4%）の増加となりました。

全体では資産は約7億8百万円（1.4%）の減少、純資産は約6億15百万円（1.7%）の減少、負債は約93百万円（0.8%）の減少となりました。連結では資産は約7億81百万円（1.6%）の減少、純資産は約7億44百万円（2.0%）の減少、負債は約37百万円（0.3%）の減少となりました。

資産増加の要因は、後述する減価償却費が一般会計等で約12億26百万円、全体で約16億80百万円、連結で約17憶35百万であり、資金収支計算書の投資活動支出／公共施設等整備費支出が一般会計等で約6億56百万円、全体で約8億90百万円、連結で約9億66百万円となっていることから、公共施設の設備投資よりも減価償却が上回っていることにより有形固定資産残高は一般会計等で5憶70百万円減少したため、資産残高は減少しました。

③令和元年度嵐山町における資産の状況（一般会計等）

ここでは、嵐山町が保有している資産状況について見ていきますが、単に嵐山町の実態把握だけでなく、他団体との比較も行います。

令和元年度分で集計されている自治体は限定されるため、平成30年度分との比較となります。

イ）資産の構成割合

これまでの住民ニーズに対応した行政需要により、どのような資産が構成されたのかを計るとともに、他団体との比較により、嵐山町における資産形成の特徴が把握可能となります。

嵐山町における資産の構成を見ると、事業用資産が30.8%、インフラ資産が66.7%となっております。

事業用資産とインフラ資産のバランスは、市町村の人口規模や面積等によって異なってきます。

■資産の構成割合と他団体比較　　（単位：千円）

　※（一社）地方公会計研究センター調（平成30年度）

・人口規模別平均（関東）　104自治体

・市町村類型別平均（全国）　525自治体



【参考：地方公会計における資産】

■資産の定義

地方公会計制度における資産とは、「過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うものをいう。」としています。

■固定資産の体系

固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産の３つに分類され、それぞれ固定資産台帳の整備が求められています。

**固定資産**

**有形固定資産**

事業用資産

インフラ資産

物　品

**無形固定資産**

ソフトウェア

その他

投資及び出資金

長期滞留債権

投資損失引当金

基金

長期貸付金

**投資その他の資産**

ロ）有形固定資産の状況

これまでに嵐山町で形成した有形固定資産の割合をみると以下の通りになります。

■有形固定資産の形成割合　　　（単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

最も多くの投資を行った資産は工作物（インフラ）の62.9%、次いで建物（事業用）の16.7%となります。

ハ）資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、法定耐用年数に対して償却資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。100％に近いほど耐用年数に近づき、古い施設が多いことを表す指標となります。

嵐山町においては、51.9%と他団体（人口同規模団体の平均値）と比較すると低めの水準です。なお、事業用資産は58.7%、インフラ資産は49.5%となっています。

■資産老朽化比率　　（単位：千円）



④令和元年度嵐山町における純資産の状況

純資産は前述したとおり、形成した資産に対して、税収や補助金でどの程度賄われたのかを計るもので、純資産比率（資産合計に対する純資産合計の割合）で確認することができます。

嵐山町の純資産比率は77.4%で他団体（人口同規模団体の平均値）と比較すると高めの水準です。

■純資産比率の状況　　（単位：千円）



下記は、資産形成に対して地方債の残高がどの程度含まれているのかをみるものです。資産に対して、地方債残高の割合をみると、嵐山町は19.2%で他団体（人口同規模団体の平均値）と比較すると地方債の割合は低めの水準です。

■参考：資産合計対地方債割合　（単位：千円）



（２）行政コスト計算書

行政コスト計算書は、１年間の行政運営コストのうち、福祉サービスやごみの収集にかかる経費など、資産形成につながらない行政コストを業務費用として①人件費、②物件費等、③その他の業務費用、業務費用以外の④移転費用に区分して表示したものです。

行政コスト計算書は、企業会計でいう損益計算書にあたるものです。ただし、公会計でいう行政コスト計算書は、損益をみることが目的ではなく、住民が受ける行政サービスのコスト（原価）計算に重点が置かれています。

例えば、官庁会計の歳入歳出決算書では、資産形成に関わる支出も単年度の行政サービスに関わる支出も、すべてその年度の歳入歳出を対象として収支を計算します。

一方で、地方公会計では、普通建設事業費や地方債償還費は資産・負債の増加や減少であり、費用の発生ではないので、行政コスト計算書には計上されません。また、歳入歳出決算書では計上されない減価償却費や退職手当引当金繰入等は、地方公会計では、期間損益の観点から、費用の発生として行政コスト計算書に計上されます。

経常費用を経常収益から差引いた純経常行政コストは、行政サービス提供にかかったコストから利用者の負担を差引いた純粋なコストを示します。

|  |
| --- |
| **◆**費用　：行政サービス提供のために費やしたもの  **①**人件費  職員給与や議員報酬、退職給付費用（当該年度に退職手当引当金として新たに繰り入れた額）など  **②**物件費等  備品や消耗品、施設等の維持補修にかかる経費や減価償却費（社会資本の経年劣化等に伴う減少額）など  **③**その他の業務費用  支払利息、徴収不能引当金繰入額、市町村債償還の利子など  **④**移転費用  他会計への支出額、補助金等、社会保障給付、他団体への資産整備補助金など  **◆**収益　：直接サービス提供により住民等がその対価として支払い、自治体が得られるもの |

①令和元年度行政コスト計算書（一般会計等、全体、連結）　　（単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

全体、連結財務書類の他会計への繰出金は内部取引のため相殺消去処理しています。

令和元年度の経常費用は一般会計等で約61億93百万円となっています。一方、行政サービス利用に対する対価として住民が負担する使用料や手数料などの経常収益は一般会計等で約2億19百万円となっています。経常費用から経常収益を引いた純経常行政コストは一般会計等で約59億73百万円、臨時損益を加えた純行政コストは約60億3百万円となっています。

また、純行政コストは全体で約91億64百万円、連結で約117憶81百万円となっています。

②行政コスト計算書　前年対比



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

全体財務書類の他会計への繰出金は内部取引のため相殺消去処理しています。

前年度と比較すると、経常費用総額は一般会計等で約1億7百万円（1.7%）の減少となっています。一方、行政サービス利用に対する対価として住民が負担する使用料や手数料などの経常収益は一般会計等で約59百万円（36.8%）の増加となり、経常費用から経常収益を引いた純経常行政コストは一般会計等で約1億66百万円（2.7%）の減少、臨時損益を加えた純行政コストは約1億48百万円（2.4%）の減少となっています。

純行政コストは、全体では約3億86百万円（4.0%）減少、連結では約16憶41百万円（16.2%）増加となっています。

③経常費用の構成割合

最初に、経常費用の構成割合を見ます。この割合を他団体との比較をすることによって、嵐山町がどのコストに重点的に充てられているのか、また、どのようなことに使われているのかがわかります。

嵐山町においては、業務費用が59.5%、移転費用が40.5%で構成されており、業務費用を細分化すると、人件費が19.1%、物件費等に39.3%、その他の業務費用が1.1%となっています。

■経常費用の構成割合　（単位：千円）



④減価償却費の状況

自治体は多くの資産を有していますので、コスト全体における減価償却の割合も高くなります。また、資産老朽化比率にも大きく起因するところであり、資産老朽化比率が低いと減価償却が行政コスト全体に占める割合も高くなります。嵐山町における減価償却費の構成割合は19.8%であり、他団体（人口同規模団体の平均値）より高めの水準です。

また、償却資産合計に対する減価償却費の割合をみると、4.3%となっています。これは単純に考えると、新たな資産を形成しない限り、今後資産老朽化比率が4.3ポイント上昇することになります。したがって、資産の形成については計画的に行うことが重要となります。

■減価償却費の状況　（単位：千円）



⑤移転費用の状況

自治体においては、行政サービス提供の全てを一般会計等だけで行っているわけではありません。行政サービスの一端を担う団体への補助金や住民の民生（扶助）や他事業（他会計）の負担も行う必要があり、このコストも大きなものになります。

嵐山町の経常費用全体の構成は、他団体の一部運営経費などの補助金等が19.2%、扶助費である社会保障給付が11.3%、他会計の負担分である繰出金が9.1%となっています。他団体（人口同規模団体の平均値）と比較すると、社会保障給付の割合が低めの水準になっています。

■経常費用に対する移転費用の割合　（単位：千円）



（３）純資産変動計算書

純資産変動計算書は、地方公会計制度では純資産の変動を示すものと定義しています。純資産の変動とは、政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動としています。

純資産の減少は、現役世代が将来世代にとっても利用可能であった資源を費消して便益を享受する一方で、将来世代にその分の負担が先送りされたことを意味します。逆に純資産の増加は、現役世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味するので、その分、将来世代の負担は軽減されたこととなります。

このような観点から、純資産の増減が、企業会計における利益及び損失の増減を示すものとも言い換えることができます。

|  |
| --- |
| 1. 余剰分の計算   **①**純行政コスト  行政コスト計算書の純行政コストと一致します。  **②**財源  財源をどのような収入（税収等、国庫補助金）で調達したかを表します。   1. 固定資産形成分   財源を将来世代も利用可能な固定資産、貸付金や基金等にどの程度使ったかを表します。  **①**固定資産等の変動  当該年度に学校、道路などの社会資本を取得した額と過去に取得した社会資本の経年劣化等に伴う減少額を表します。基金、貸付金、出資金など長期金融資産の当該年度における増加と減少を表します。  **②**資産評価差額  有価証券等の評価差額を表します。  **③**無償所管換等  無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等を表します。 |

①令和元年度純資産変動計算書（一般会計等、全体、連結 簡易表示）（単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

令和元年度は、本年度末純資産残高が一般会計等において、約273億60百万円となっています。また、全体では約365億58百万円、連結では約373億13百万円となっています。

純資産変動計算書の本年度純資産変動額は、企業会計の利益剰余金の増減にあたるところでもあり、今後の推移をみる必要があります。

②純資産変動計算書　前年対比 （単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

前年度と比較すると、一般会計等では本年度末純資産残高が約5億96百万億円（2.1%）減少、全体では約6億15百万円（1.7%）減少、連結では約7億44百万円（2.0%）減少となっています。

（４）資金収支計算書

資金収支計算書は、地方公会計制度では、資金収支の状態をみるものと定義しています。資金収支の状態とは、自治体の内部者（首長、議会、補助機関等）の活動による資金の期中取引高を意味します。資金収支の状態は、地方公共団体の資金利用状況及び資金獲得能力を評価する上で有用な財務情報としています。

|  |
| --- |
| **①**業務活動収支：行政サービスを行なう中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの  **②**投資活動収支：学校、公園、道路などの資産形成や投資、基金などの収入、支出など  **③**財務活動収支：公債、借入金などの収入、支出など |

①令和元年度資金収支計算書（一般会計等、全体、連結　簡易表示）（単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

令和元年度の資金収支計算書を見ると、本年度資金収支額は一般会計等で約1百万円のマイナスで、資金残高は約2億54百万円に減少しました。

全体では約81百万円のマイナスで、資金残高は約20億41百万円に減少、連結では約66百万円のマイナスで、資金残高は約21億14百万円に減少しました。

②資金収支計算書（全体表示）　　　　　　 　　　　　　（単位：千円）



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

全体財務書類の他会計への繰出支出は内部取引のため相殺消去処理しています。

③資金収支計算書　前年対比



※数値は、四捨五入しているため、合計値が一部合致しない場合があります。

全体財務書類の他会計への繰出支出は内部取引のため相殺消去処理しています。

**３．令和元年度　嵐山町財務分析（一般会計等）**

これまでは、嵐山町の財務書類を実数で検証してきましたが、これだけでは嵐山町における健全性や効率性を推し量ることはできません。

そこで、財務書類や各種資料からの数値を指標に置き換えて分析いたします。これにより、嵐山町と関東地方内自治体（人口同規模団体の平均値）と比較し、優れている項目や改善が必要な項目を把握することができるようになります。ここでは一般会計等に焦点を当て、主要な指標分析をしていきます。

|  |
| --- |
| 経営指標 |
| (1) 純資産比率  (2) 住民一人当たりの資産額  (3) 住民一人当たり負債額  (4) 資産老朽化比率  (5) 住民一人当たり行政コスト  (6) 受益者負担割合 |

**●純資産比率は77.4%で平均値71.3%の1.09倍**

**●住民一人当たりの資産額は198万円で平均値174万円の1.14倍**

**●住民一人当たりの負債額は45万円で平均値47万円の0.96倍**

**●資産老朽化比率は51.9%で平均値63.9%の0.81倍**

**●住民一人当たりの行政コストは34万円で平均値36万円の0.94倍**

**●受益者負担割合は3.5%で平均値5.4%の0.65倍**

（１）純資産比率



嵐山町の純資産比率は、77.4%となっています。平均値より高めの水準です。

当指標につき、事例を用いて説明します。

資産である車を100万円で購入した際の自己資金と借金（ローン）の割合を例に説明します。この場合、自己資金が30万円で借金が70万円だとすると、この70万円は将来の自分が払っていくことになります。

ここでいう自己資金は貸借対照表の純資産であり、借金は負債ということになります。

嵐山町の場合だと、自己資金が77.4万円、借金が22.6万円ということになります。しかしながら、資産の老朽化が進めば比率が低下していくことになります。

その意味でも、今後、世代間のバランスを見ながら資産の更新や形成をしていく必要があります。

【純資産比率のイメージ図】



（２）住民一人当たりの資産額



自治体の資産総額は人口規模によって異なるので、住民一人当たりの数値に置き換えて分析をする必要があります。人口は令和2年3月31日の住民基本台帳の17,833人で算出しています。

嵐山町の「住民一人当たりの資産額」は198万円で、平均値の174万円よりも高い水準です。

資産が多い場合、それだけ住民の福祉の増進や住民サービスに寄与することになりますが、その一方で資産の大きさに応じて維持補修費などのコストが発生します。

（３）住民一人当たり負債額



住民一人当たりの負債額が適正かどうかを見るには、同じ規模の自治体と比較する必要があります。この数字が低ければ借金が少なく、財政運営が健全であるといえます。

嵐山町は、平均値より低めの水準です。

（４）資産老朽化比率



有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することで、耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができ、各種指標の中でも最も有用であるとされています。

具体的な有用性としては以下の2点があげられます。

|  |
| --- |
| ●既存の財政指標では把握できなかった自治体の資産の現状に関する情報を他の自治体と横比較できる形で「見える化」することができる。  ●指標を他の団体と比較することによって、公共施設の現状を把握し、今後どのように公共施設全体をマネジメントしていくかについて、政策を検討するきっかけを得ることができる。 |

この指標が50％になると、現在保有している建物や施設の半分が、すでに帳簿上の価値を失っているということになります。今後の施設等の更新時期や更新費用について留意する必要があることを警告するものです。

嵐山町の指標は、51.9%であり、平均より低めの水準です。資産の内訳をみると、事業用資産が58.7%、インフラ資産が49.5%です。

今後は公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画を確実に推進していくことが必要となります。

（５）住民一人当たり行政コスト



行政コスト計算書で算出される経常的なコストである純行政コストを、住民基本台帳で除して住民一人当たり純行政コストとすることにより、自治体の行政活動の効率性を測定することができます。

嵐山町は34万円と、住民一人当たりのコストは平均値より低めの水準になっています。

この指標は人口規模によって適正値が異なりますので、この指標を使って分析する際には、同規模の人口を有する自治体と比較する必要があります。

（６）受益者負担割合



受益者負担割合は、行政活動の自律性（受益者負担の水準はどうなっているか）を測定するための指標であり、行政コスト計算における経常収益（使用料・手数料など行政サービスにかかる受益者負担の金額）と経常費用を比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することが可能になります。

嵐山町の受益者負担割合は3.5%で、経常費用を経常収益で賄っている割合は平均値より低めの水準になります。